



## いじめ防止対策推進法・国の基本方針の概要とこれからの学校の取組について

「いじめ防止対策推進法」は、社会総がかりで、いじめ問題に対峙するために、基本的な理念や体制を定めた法律です。全ての学校に「学校いじめ防止基本方針」の策定が義務付けられています。「いじめ防止対策推進法」と国が示した「いじめの防止等のための基本的な方針」について、概要をお知らせします。

### 「いじめ防止対策推進法」「国の基本方針」の概要

#### 【いじめの定義】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

※ 「インターネットを通じて行われるものを含む」が加わったことがポイントです。

#### 【学校いじめ防止基本方針】

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

※ 国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務があります。国の基本方針は示されました。現在、石川県は基本方針の内容を検討している段階です。市町教委からの指示により対応は異なりますが、各学校では、現在の「いじめ対応マニュアル」が実効性のあるものか、「いじめ防止対策推進法」で示されていることに対応しているか、などの視点で見直しておくことが大切です。

#### 【学校が講ずべき基本的施策】

- ① 道徳教育等の充実
  - ② 早期発見のための措置
  - ③ 相談体制の整備
  - ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ☆ いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置くこと

※ いじめの未然防止、早期発見・早期対応のために、①～④について、取り組んでいくことが求められています。また、いじめの防止等のための組織を設置することも求められています。「いじめ問題対策チーム」がこの組織であると考えます。

#### 【重大事態への対処】

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ・いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合等）
- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

※ 学校の設置者に報告し、その後の調査などについて、対応を相談していく必要があります。重大事態に至らない場合でも、いじめに関する事案については、各市町教委に報告することになっています。早期に報告することが重要です。

いじめなどの生徒指導上の諸課題については、未然防止と早期発見・早期対応（積極対応）が重要です。「生徒指導は授業から」「積極的な生徒指導の推進」「組織的な校内指導体制の確立」など、これまで各学校にお願いしてきたことが、いじめへの対応にも有効に機能します。「いつもと違うぞ」「少し変だぞ」と感じる教職員の感性を高めること、気付いたら一人で対応せず組織で対応することが重要です。

先日、文部科学省・国立教育政策研究所が、生徒指導リーフ・増刊号「いじめのない学校づくり」（「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A）を発行しました。学校いじめ防止基本方針を作成する上で、参考になるものです。ネットから、直接ダウンロード可能です。

# いじめに関わる子どもの心理 (原田克巳：金沢大学准教授 管内タウンミーティング資料より)

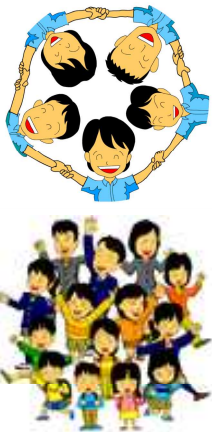
1月2日に行われた小松教育事務所管内タウンミーティングの今年度のテーマは「いじめへの対応」でした。金沢大学の原田克巳先生を講師にお迎えし、実践報告・パネルディスカッション・講演が行われましたが、講演会の中で、原田先生から参加者に配付された資料の一部を紹介させていただきます。とても参考になる内容だと思います。

## 【いじめを軽く見てはいけない】

- 加害者は、犯罪者ともなり得る。
- 被害者は、自ら命を絶つこともあり得る。
- 被害者は、その後の社会適応を大きく損ね、長期にわたって精神疾患を患うこともあり得る。いじめが過ぎ去った後も恐怖や不安、自己否定感は残り、「なぜ自分がいじめられなければならないのか」ということへの答えを見つけようとする問いは発せられ続ける。そしてその問い自体がまた自分の心を傷ける。“いじめられた自分”を一生背負って生きることになる。

## 【心が健全にありつづけるためには（そしていじめとは…）】

- 心が健全にありつづけるためには、人との関係の中で、あたたかい眼差しを他者から受け取る必要がある。（人間は一人だけでは自分の心を強く作ることもできなければ保つこともできない）
- 友達関係の中で自分の存在の価値を確認していくべきところを、ひたすら損なわれる関係がいじめ。加害者からの攻撃のみならず、いじめに気づいてくれなかったり、見て見ぬふりをしたり、手をさしのべなかったりする者への不信感が募る。



## 【いじめ関係は見えづらく、当事者にとっても切りにくい】

- 被害者の、誰にも知られたくないという思い。
  - ・親に心配や迷惑をかけたたくない。（優しさ）
  - ・みっともない自分を晒されたくない。（恥）
  - ・みっともない事態になっていることを認めたくない。（否認）
  - ・自分で解決したい。（自立心）
  - ・自分で解決できない自分が情けない。（自己否定感）
  - ・誰かに相談しても解決しないだろう。（周囲の人への不信感）
  - ・下手に相談すると、いじめが悪化するだろう。（恐怖心）
  - ・もうどうにもならない。（諦め・学習性無力感）
- 加害者の、大人に見つからないようにしようという思い。
  - ・楽しみを得続けようという思い。（自分が上位に立てる関係・支配できる関係・ストレスを解消できる関係）
- 観衆・傍観者の、自分が被害に遭いたくないという思い。

## 【いじめは長期化しやすい】

- 集団への所属の欲求
  - ・子どもの自由意志によって選ばれなくて除け者（ぼっち）になったらどうしようという不安。
  - ・周囲から疎外されやすい子にとっては、自由時間はとてもいやな時間。
- 同調への圧力と極化の傾向
  - ・疎外されたり攻撃されたりすることの不安から、集団の雰囲気、ノリに流されやすい。（集団内のウケが絶対的基準になりやすい）
  - ・集団の中で過激なことを主張したり行動したりする子がいる場合、過激化の方向に流されやすい。

## 【いじめは笑いに隠されやすい】

- いじめ被害者は、自分がいじめられているという事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を“冗談”や“遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても、軽微に見せかけようとして笑ったり、“キャラ”化（土井, 2009）して、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。
- 被害者が笑っていたり楽しんでいそうだからといって、「いじめではない」と捉えないことが大切。

## 【ではどうしたらいい？】

- それぞれに、未成熟な部分と、未充足な部分とがあることを自覚させる。
- 未成熟な部分を成長させ、未充足な部分を充足させる意識が必要。
- どちらも、新しい体験、新しい関係によって、変化をもたらすことができる。
- つまり、いろいろな立場の人と関わるのが大切。
- そしてそこには、あたたかい眼差しが必須。

